

京都市上下水道局告示第37号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成30年12月4日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市右京区西京極西向河原町3-2

セブンティーン株式会社

代表取締役 下岡 敏春

2 変更事項

(代表者の変更)

長谷川 大造 から 下岡 敏春 に変更

(上下水道局下水道部管理課)